

## 株式会社イトー急行 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和6年4月～ 制度内容等について社内広報誌などにより社員に周知

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和6年 4月～ 休業を申し出た社員に対して制度についての説明と関係する各種パンフレットを配布

目標3：令和9年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年10月～ 社内検討開始
- 令和7年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施、取得の呼びかけ
- 令和8年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始